

香取市総合防災マップ作成業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和8年6月

香取市総務部総務課防災対策室

香取市総合防災マップ作成業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

香取市総合防災マップ作成業務の委託業者を、公募型プロポーザルにより選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名称

香取市総合防災マップ作成業務委託

(2) 業務内容

別添「香取市総合防災マップ作成業務委託仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

履行期限：契約締結日の翌日から令和9年2月26日（金）まで

成果品（印刷物）提出：契約締結日の翌日から令和8年12月25日（金）まで

(4) 提案上限額

14,685,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 選定方法

本実施要領に基づき、参加資格を有する提案者からの企画提案について、プレゼンテーションを実施し、香取市総合防災マップ作成業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）において選考評価し、第1位の者を優先交渉権者とする。

4 参加資格

本プロポーザルに参加する者「以下（事業者）という。）は、次に掲げる事項を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務の公告日前6か月以内に手形又は小切手を不渡りした者。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。

エ 令和8～9年度香取市入札参加資格者名簿に登載されている者で、千葉県内または隣接する1都2県（東京都、埼玉県、茨城県）に本店又は営業所（本店でない場合には資格者名簿に使用印鑑届兼委任状により契約権限等の委任を受けていること。）があること。

(2) 香取市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成18年香取市告示第113号）に基づく指名停止措置又は香取市契約に係る暴力団排除措置要綱（平成24年香取市告示第149号）に基づく入札参加除外措置を本業務の公告日から受注予定者を特定するまでの間に受けていない者であること。

(3) 令和3年度以降に国や地方公共団体またはその他の公共団体から、元請として、同種業務の受注実績を有すること。

5 スケジュール（予定） ※ スケジュールは、都合により変更する場合がある。

項 目	期 日 等
公募案内の公表	令和8年6月5日(金)
質問書の提出期限	令和8年6月12日(金)午後5時
質問書への回答	令和8年6月17日(水)
参加表明書の提出期限	令和8年6月24日(水)午後5時
参加資格確認結果の通知	令和8年6月26日(金)
企画提案書の提出期限	令和8年7月1日(水)午後5時
第1次審査結果通知	令和8年7月3日(金)
第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和8年7月8日(水) (予備日) 令和8年7月13日(月)
第2次審査結果の通知（公表）	令和8年7月中旬
契約締結	令和8年7月下旬

6 参加手続き

本プロポーザルへ参加を希望する者は、次により書類を提出すること。

(1) 提出書類及び部数

- | | |
|--------------------|----|
| ア プロポーザル参加表明書（様式1） | 1部 |
| イ 会社概要調査票（様式2） | 1部 |
| ウ 業務実績調書（様式3） | 1部 |
| エ 業務実施体制調書（様式4） | 1部 |

(2) 受付期間

令和8年6月5日(金)から令和8年6月24日(水)午後5時まで(土・日・祝日を除く)

(3) 提出方法

持参又は郵送(提出期限必着、配達記録が残るものに限る。)

(4) 提出先

「13 書類提出先及び問い合わせ先」に同じ

(5) 参加資格の確認

全参加表明書提出者に対し、事務局において参加資格要件を確認し、委員会の委員長の了承を得て結果を令和8年6月26日(金)までに電子メールにて通知する。

(6) 参加辞退

参加表明書を提出後に参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届(様式6)を提出すること。提出方法は参加表明書の提出と同様とする。なお、参加を辞退した場合、既に提出された書類は全て返却する。

7 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して不明な点がある場合は、次の方法で質問書を提出すること。

(1) 提出書類

質問書(様式5)

(2) 受付期間

令和8年6月5日(金)から令和8年6月12日(金)午後5時まで(土・日を除く)

(3) 提出方法

質問書(様式5)を持参又は電子メールで送信することにより行う。電子メールの場合は、件名に「プロポーザル質問書」と明記し、送信後に確認のため必ず電話連絡をすること。

(4) 提出先

「13 書類提出先及び問い合わせ先」に同じ

(5) 質問に対する回答

すべての質問を取りまとめた後、令和8年6月17日(水)までに、香取市ホームページに質問者名を伏せて掲載する。

8 企画提案書の提出

本プロポーザルへ参加する事業者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書等提出届 (様式7)
 - イ 企画提案書 (任意様式)
 - ウ 見積書 (様式8、9)
- (2) 提出部数
正本1部、副本8部 (押印が必要なものについては、正本1部のみ押印。副本については複写可とする。)
- (3) 企画提案書 (任意様式)
 - ア 様式は任意とする。
 - イ A4片面印刷とする。やむを得ない場合、A3サイズを片袖折にしてA4サイズとすることも可とする。
 - ウ 香取市総合防災マップ作成業務委託仕様書をもとに、下記9(2)の審査項目を踏まえた内容で提案すること。
 - エ 記載の順序は、審査項目に示す評価項目の順番と一致させること。ただし、会社概要や独自PR等を途中に挿入することは妨げない。
- (4) 製本方法
提出書類は、簡易なA4ファイルに綴じ、ファイルの表紙には、題名 (「香取市総合防災マップ作成業務委託企画提案書」) 及び社名を記載すること。なお、目次や頁番号、インデックスを付する等、見やすい企画提案書とするよう努めること。
- (5) 受付期間
令和8年6月25日(木)から令和8年7月1日(水)午後5時まで (土・日・祝日を除く)
- (6) 提出方法
持参又は郵送 (提出期限必着、配達記録が残るものに限る。)
- (7) 提出先
「13 書類提出先及び問い合わせ先」に同じ

9 委託候補者の選考方法及び審査項目

- (1) 第1次審査 (書類審査)
 - ア 選定方法
応募者多数の場合は、提出資料により、1次審査を実施し、上位3者程度を2次審査 (プレゼンテーション審査) の対象とする。
 - イ 審査結果の通知
全企画提案書提出者に対し、令和8年7月3日 (金) までに電子メールにて通

知する。

(1) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

ア 選考方法

プレゼンテーションにより選定委員が審査を行い、最も高い評価点を得た提案者を第1順位の優先交渉権者として決定する。最も高い評価点を得た者が複数いる場合は、委員会の議決による。

プレゼンテーション及びヒアリングの出席者数及び説明者数は合計で4名までとする。また、参加者である企業以外の者は出席を認めない。

なお、提案者が1社の場合でもプレゼンテーションによる審査を行う。

イ 選定委員プレゼンテーション

選定委員は、企画提案書等の提出があった書類、選定委員プレゼンテーションの内容を踏まえ、下記(2)の審査項目に基づき総合的に審査を行う。

優先交渉権者は、選定委員全員の評価点平均が72点を超える者とし、審査結果は、優先交渉権者を決定後、全提案者に対し速やかに文書で通知する。

a 期日

令和8年7月8日（水） 事業者ごとの開始時間等は電子メールにて通知
※災害等の事由により延期をする場合、予備日である令和8年7月13日（月）に実施する。その際、事業者へ令和8年7月7日（火）までに電子メールにて通知を行う。

b 場所

香取市役所内

c 出席者

1事業者4名以内

d 説明時間

1事業者あたり40分（説明20分、質疑応答20分）

e その他

説明時は、事務局が用意する大型ディスプレイ及びHDMIケーブルを使用することとし、データを格納したPC等発表に必要な物品を持参すること。

(2) 審査項目

審査項目		評価基準・視点	配点	
1 次 審 査	1	業務体制	業務実施にあたり十分な人員配置、組織体制がとられているか。	10
			専門的な知識・ノウハウ・経験等を有した担当職員を配置しているか。	10
	2	業務実績	他自治体等において類似業務の十分な実績があるか。	10
2 次 審 査	3	提案内容	本業務の目的、内容及び香取市の災害特性等を理解しているか。 企画提案書が論理的でわかりやすい構成になっているか。	10
			本業務を遂行するため適切なスケジュールが設定されており、進捗管理について適正な体制がとられているか。	10
			使用する地図データの精度は高く、視認性を高める工夫がされているか。	10
			市民の災害リスクの把握や避難行動につなげるための工夫がされているか。	15
			デザインは親しみやすく、表現は理解しやすいものとなっているか。	10
			成果物は、市民向け防災講座等への活用について考慮されているか。	15
			独自提案の内容は、業務の目的達成に有効なものであるか。	10
	4	価格	見積書の価格が提案書の内容に対して妥当であるか。	10
合 計			120	

※ 1次審査及び2次審査の合計点で評価を行う。

※ 1次審査を実施しない場合は、プレゼンテーション審査時に評価を行う。

10 契約の締結等

委員会で選定された優先交渉権者と、企画提案書等の記載内容を基に契約内容を協議の上、契約を締結する。なお、優先交渉権者と協議が整わなかった場合は、次に評価点が高く、選定委員会が適切と判断した事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結する。

11 その他留意事項

- (1) 企画提案は、1社1案とする。
- (2) 提出された書類について、提出後の差替え及び変更は認めない。ただし、本市が補正を求めた場合、又は補足書類の提出を求めた場合はこの限りでない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 参加表明、質問回答及び提案（以下「提案等」という。）は、すべて提案者負担とする。
- (5) 本市が提供する資料は、提案等に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- (6) 審査内容についての問合せには一切応じない。
- (7) 提案者は、本件で知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- (8) 提案者の責任において関係法令等を十分に確認すること。
- (9) 提案等に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象を使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。
- (10) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 提出物に虚偽の記載があった場合
 - イ 参加資格に掲げる事項を満たしていない、または審査期間中に満たさなくなった場合
 - ウ 本プロポーザルの提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
 - エ 複数の参加表明書及び企画提案書を提出した者
 - オ プレゼンテーションの時間に遅れた場合又は出席しなかった場合
 - カ その他、審査会が不相当と認める場合
- (11) 本市は、事務の遂行上やむを得ない事情等が発生した場合、本要領に示す日程や時間を変更又は中止することがある。
- (12) (11)の場合において、提案者は異議を申し立てることはできない。また損害を受けることがあっても、その賠償を請求することはできない。

12 情報公開について

- (1) 事業者選定に係る情報については、香取市情報公開条例（平成 18 年香取市条例第 15 号）に基づき公開することを原則とする。
- (2) 契約締結後、香取市ホームページに以下の内容を掲載する。
 - ア 業務名
 - イ 受注者の氏名及び住所
 - ウ その他必要な事項

13 書類提出先及び問い合わせ先

香取市総務部 総務課 防災対策室

〒287-8501 香取市佐原口2127番地

TEL 0478-50-1201（直通）

FAX 0478-52-4566

メール kikikanri@city.katori.lg.jp